

会議名	平成26年度 第5回 宇治市個人情報保護審議会
日時	平成27年2月2日（月） 午後2時00分～4時00分
場所	宇治市職員会館 2階 大会議室
出席者	（委員）松岡会長 池田委員 市川委員 居波委員 大杉委員 鈴木委員 吉田委員 （事務局）本城次長 松井主幹 脇本主事 吉野主事 （実施機関）教育委員会 畑下次長、教育支援センター 松崎センター長 （傍聴者）1名
1	開会
2	<p>本日の予定及び資料の説明について（事務局）</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 個人情報紛失事案について（報告事項）</p> <p>イ ドライブレコーダーの設置における個人情報の取扱いについて（審議事項）</p> <p>ウ 個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて（審議事項）</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>事務局から、個人情報紛失事案について、ドライブレコーダーの設置における個人情報の取扱いについて及び個人情報部分開示決定に係る異議申立てについての資料の説明を行った。</p>
3	<p>報告事項 個人情報紛失事案について</p> <p>(1) 実施機関から、資料に沿って、個人情報紛失事案の経過及び対応について説明が行われた。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの実施機関の説明について、質問はあるか。</p> <p>(委員) 全保護者対象の説明会で、何か特徴的な意見はあったか。</p> <p>(実施機関) 参加された保護者はかなり少数で、特に意見はなかった。</p> <p>(委員) 何人ぐらい参加されたのか。</p> <p>(実施機関) 9人である。</p> <p>(委員) 当該学級の児童の保護者か。</p> <p>(実施機関) ほぼ当該学級の保護者であった。</p> <p>(委員) 説明を聞かれただけで、特段の意見はなかったと。</p> <p>(実施機関) そうである。質問の時間を取っていたが、学校の対応で十分納得したとの声をいただいた。</p> <p>(委員) 個人情報保護審議会の事務局である総務課へは、いつ連絡されたのか。</p> <p>(実施機関) 初めの段階で話はしているが、教育委員会としては必ず学校にあるという思いがあり、17日に把握してから3日間捜索をした。正式に報告できたのは20</p>

日である。

（委員） 教育委員会への連絡は17日か、18日か。

（実施機関） 17日に把握している。

（会長） 他に確認しておきたいことはないか。

（委員） 文書管理規程の変更点で、学級保健簿が増えたのはわかるが、歯の検査表がなくなったのはそのような簿冊がないということか。

（実施機関） 確認したところ、健康診断票の裏面に位置付けられており、あらためて掲載する必要がないということで削除している。

（委員） これ以外に個人情報が入った文書はないということか。あるいは、主要なものを挙げているという理解の方がよいのか。

（実施機関） 主要なものと考えていただきたい。加えてUSBメモリーについてだが、個人情報保護に関する不手際をなくすために教育委員会でコンピューターの更新を行い、すべての教員に対してリモート登録したコンピューターを示し、自宅でもUSBメモリー等の媒体を介さずアクセスすることで個人情報の保護に対応できるようになったところである。

（委員） USBメモリーについては、過去に紛失事例もあったので、それへの対応をされているということだと思う。保管文書として挙げられている主要なもの他、様々な形で児童の個人情報を含んだ文書があると思うが、その取扱いについて、この文書管理規程でいえば、どこが対応しているのか。

（実施機関） 平成27年1月改訂のものでは、「5 保管すべき文書等」の「施錠の上保管する」という箇所である。

（委員） 保管文書の表の一番下に「抽出」とあるが、補足説明をお願いしたい。

（実施機関） 訓読みで「ひきだし」で、保護者から担任に提出されたものを一旦管理するときに、担任の机を施錠して使う。

（委員） 「5 保管すべき文書等」に「学校において保管すべき重要な文書等」とあるが、重要な文書とはどのようなものが該当するのか。児童の個人情報があればすべて重要な文書にあたるということか。

（実施機関） 個人情報が記載されている文書は、すべて重要な文書と位置付けている。また、「3 教職員の責務」では、学校で取り扱う文書等はプライバシーに関わるものが多いことを十分認識して、教職員は協力して適正な文書等の管理を行うと、全体の取り決めを行っている。

（委員） 以前の規程では「重要な文書」となっているが、今回「重要な文書等」と「等」を付けた理由は何か。

（実施機関） 簿冊も文書といえば文書であるが、補助簿等の印刷物に記載していくものもあることから、文書等という記載にしたと思う。

（実施機関） やはり重要な文書という言葉は少し引っかかる。個人情報が含まれていればすべて重要な文書なのか。あるいはその中でも、秘匿性の高いもの・センシティブ

ブなものが重要な文書なのか、解釈の余地がある。個人的には、重要な文書という言葉がよいのか、あるいは重要な文書とはどういう意味かを徹底させるのか、もう少し検討した方がよいのではないかと思う。いずれにしても、個人情報についてはすべて管理して守っていこうという趣旨が明らかになるようにした方がよいのではないか、意見として申しておく。

（実施機関） 現在、全体の学校の文書管理規程等の見直しや、学校運営の仕組みそのもののあり方を考えていこうとしているので、その中で十分議論していきたい。

（委員） 重要な文書とは、プライバシーや個人情報に関係ないもので、学校の内部だけで使う文書も入るのか。

（実施機関） そうである。

（委員） 先程の説明の中で、保管文書の表の中に今回紛失した学級保健簿が挙がっていなかったので保管場所を確定したとあったが、紛失したものについては重要な文書という認識がなかったということか。それとも、認識はあったが紛失したということなのか。

（実施機関） 学校現場でもそういう認識は当然あった。一方で、実務的な作業のためのものであったため、どこか隙があった。机の上で管理しているということが隙の表れで、文書管理規程上、位置付けされていなかった。今回の事案を契機として、あらためて位置付けをしたというのが現状である。

（会長） よろしいか。質問がなければ、本件についての報告は終了とさせていただきます。

4 審議事項 ドライブレコーダーの設置における個人情報の取扱いについて

(1) 事務局から、資料に沿って、答申案等について説明を行った。

(2) 質疑応答

（会長） ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。

（委員） 管理運用要綱を見ると、ドライブレコーダーとは「周囲の映像及び音声等を記録する機器」となっているが、音声の録音は予定しているのか。

（事務局） 車内の音声の録音は想定していないと聞いている。

（委員） 機械としては、車外の音声も拾うのか。

（事務局） 機能を見ると車内・車外を問わずオン・オフとなっており、車内も車外も音声は拾わないという運用になると思う。

（委員） 急ブレーキの音や、事故が発生したときに関連する音を拾う意味はあるような気がする。

（委員） 音声を対象にしないのであれば、要綱案第2条第1号で「映像及び音声等」となっているのは修正するべきではないか。

（事務局） 担当課に音声の取扱いについて、確認する。

（委員） 車外の音声を拾うにしても、事故のときは必要性が高いのもわかるが、例えば信号待ちをしているときに通行人の会話を拾ってしまうような場合も個人情報の

収集にあたるのではないか。

(委員) 前回の審議では音声について触れていない。音声の録音を限定するのか、担当課に確認すればよいかと思う。

(会長) 特に質問がなければ、審議に移る。

(3)審議

(会長) 音声の部分は保留とし、その他の部分について、答申案をご審議いただきたい。

(委員) 安全運転教育に用いる際、その目的での収集を認めてしまえば、利用を制限することはできないのか。

(委員) 録画した映像を安全運転教育に用いることが収集目的であり、その映像を安全運転教育に用いることは目的内利用であるが、安全運転教育に用いるときは顔などを隠すよう答申に書くことは考えられる。案1は包括的に書かれており、そこに含まれているといえるかもしれない。案2のように細かく書き、安全運転教育に用いる場合には個人が特定できないよう映像を加工して用いること、というような注意事項を入れることも考えられる。

(委員) それに関連して、要綱案の第6条第2項で「データは複製し、または加工してはならない。」とあるが、個人情報の部分をカットするというのは加工でないのか。

(事務局) 研修で使うということは加工がほぼ必須条件になるので、この規定は見直していただく必要があると思う。

(事務局) 音声の件について担当課に確認したところ、音声は車内も車外も一切録音しないということである。

(委員) 録音とは、どこに記載されているのか。

(委員) 要綱案第2条第1号のドライブレコーダーの定義が、「周囲の映像及び音声等を記録する機器」となっている。

(委員) これはドライブレコーダーそのものの定義であり、ドライブレコーダーは音声を録音できるもののため、入っていてもよいのではないか。

(委員) ただ、どこかに音声は録音しないと書いた方がよい。

(委員) 第4条（設置）の中に入れてはどうか。

(委員) 例えば第1項に、「ただし、音声の録音は行わない。」と加えても形になる。

(会長) 答申案の本人外収集の例外類型事項・整理番号19の案1、案2について意見を伺ったところ、委員から案1は包括的すぎると示唆されている。案2においても、個人情報に特定されるような形では利用しないという趣旨の文言を加えてはどうかという提案があったが、よろしいか。他に意見はあるか。

(委員) 提供の例外類型事項・整理番号17の事務の類型には、「ドライブレコーダーで撮影された個人情報を含む映像を提供すること」とあるが、誰に対してか書かなくてもよいのか。

(委員) 提供先に保険会社以外のものが全く想定されていないのであれば、事務の類型も「映像を保険会社へ提供すること」とした方がより明確ではないか。

(委員) 本人外収集の例外類型事項の最後の部分について、他では「必要である」や「必要がある」となっているが、今回は「避けられない」となっている。そのような表現しかないということか。

(委員) 偶然映像に写り込むということで、それを目的に収集しているわけではないため、ここはしょうがないのではないか。

(会長) 案2の方がよいということ、安全運転教育のための利用の場合にも個人が特定されないように注意することという意見が大勢である。

利用・提供の例外類型事項は、事務の種類「提供すること」の前に「保険会社に」と入れ、認める理由の文末を「提供する必要がある」と他の表現と揃えていただく。あわせて、管理運用要綱第6条第2項のデータの複製・加工について整理し、第4条第1項ただし書に音声の録音をしないと明記する。このような附帯意見が出ている。

よろしければ、これで答申とさせていただく。最終的な文言は私が確認させていただくこととし、本件審議は以上で終了とする。

5 審議事項 個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて

会長から、本審議事項については非公開にて審議するとの説明が行われた。

○非公開部分の概要

- (1) 事務局から、資料に沿って、答申案等について説明を行った。
- (2) 会長から事前に提出された修正意見を配付し、説明が行われた。
- (3) 事務局からの説明及び会長からの修正意見について、質疑応答が行われた。
- (4) 答申の最終的な文言は会長が確認することとし、本件審議を終了した。

6 その他連絡事項等について

次回審議会にて予定している審議事項（マイナンバー制度及び特定個人情報保護評価）について確認を行った。

7 閉会

(会長署名)